

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事
基本協定書（案）

2025年（令和7年）9月

播磨町上下水道課

播磨町（以下、「本町」という。）と[単独企業名/●●を代表企業、●●を構成企業とする●●共同企業体（乙型 JV）/●●と●●で構成する●●共同企業体（甲型 JV）を代表企業、●●を構成企業とする●●共同企業体（乙型 JV）]（以下、「受注者」という。）との間で、播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事（以下、「本事業」という。）に関して、以下のとおり基本協定を締結（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本町及び受注者は、次の各号に掲げる事項を目的として本協定を締結する。

- （1）本事業に関し公表された実施要領書等（その後の修正及びこれに関する質問に対する回答として公表された回答結果を含む。）に基づき、本事業の受注者として選定されたことを確認すること。
- （2）次に掲げる各契約の締結に向けた本町及び受注者の義務を定めること。
 - ア 本町及び受注者が締結することを予定している設計業務委託契約（以下、「委託契約」という。）
 - イ 本町及び受注者が締結することを予定している試掘工事及び布設替工事に伴う工事請負契約（以下、「請負契約」といい、委託契約を総称して、「各種契約」という。）
- （3）本事業の円滑な実施等に必要な本町及び受注者の協力義務並びに諸手続きその他必要な事項について定めること。

（当事者の義務）

第2条 本町及び受注者は、本協定に係る一切を、信義に従い誠実に対応するものとする。

- 2 本町及び受注者は、本事業に関して公表された実施要領書、要求水準書等に基づき各種契約を履行しなければならない。
- 3 受注者は、本事業における技術提案書の内容において、プレゼンテーションにて選定委員が述べた意見および本町からの要望事項を尊重するものとする。

（共同企業体の結成） 単独企業として受注した場合は削除

第3条 受注者は、本協定の締結に合わせ、本町に対して提出した参加資格審査書類及び提案書類（以下、「提出書類」という。）に基づいて組成された共同企業体協定書（以下、「企業協定書」という。）を本町に提出し、これを維持するものとする。

（企業協定書の変更等） 単独企業として受注した場合は削除

第4条 受注者は、企業協定書のいずれかを変更したときには、速やかに変更後の企業協定書又は変更のための覚書、その他の契約書の写し若しくはその他の変更内容を証する書面を本町の許可を得て本町に提出するものとする。

（本事業の実施）

第5条 本事業に関し、受注者は、提出書類で定めた各構成員の担当する業務を実施するものとする。

（事業期間および契約の締結）

第6条 本事業の事業期間は、本協定締結の翌日から2028年（令和10年）3月31日とする。

2 本町及び受注者は、本協定の締結後、2025年（令和7年）9月30日までを目処として設計業務委託契約を締結する。

3 本町及び受注者は、2025年（令和7年）11月15日までを目処として試掘工事請負契約を締結する。

4 本町及び受注者は、2026年（令和8年）2月28日までを目処として布設替工事請負契約を締結する。

（準備行為）

第7条 各種契約締結前であっても、受注者は事故の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、本町は、必要かつ可能な範囲で受注者に対して協力するものとする。

（事業契約の不調）

第8条 各種契約が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に本町及び受注者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係が生じないことを確認する。ただし、提出書類に記載した時期までに、受注者が正当な理由なく各種契約を締結しない場合又は正当な理由なく各種契約を締結しない意向を本町に明示的又は黙示的に通知した場合、当該正当な理由なく各種契約を締結しない受注者は、提案書類に記載されている本事業に係る金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の合計額の10分の1に相当する金額を違約金として本町に対して直ちに支払うものとする。

（統括責任者）

第9条 代表企業は、実施要領書等に従い、設計業務、試掘工事、布設替工事に至る本事業全体のマネジメントを行うものとし、各業務を代表して（窓口として）、本町及び本町が別途契約する工事監理業務の受注者と相互調整し、本事業を推進する統括責任者を配置する。

2 統括責任者は、業務実施状況について、要求水準書及び提案書類で掲げた項目を満たしていることを確認するためのセルフモニタリング計画書を作成し、本町の確認を得た後にセルフモニタリングを実施するものとする。

3 統括責任者は、本町が実施する定期モニタリング会議（月1回程度）に出席し、本町に対してセルフモニタリングの結果を報告し、確認を受けること。また、定期モニタリング会議は三者（本町、統括責任者、本町が別途契約する工事監理業務の受注者）による定例会議を兼ねることとし、統括責任者より、業務の進捗状況や作業予定等について報告すること。（個別・詳細な報告は各業務の配置技術者が行っても良い）

4 その他、統括責任者は次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 事業全体の業務計画立案及び提出
- (2) 各種業務に必要な打合せ、協議等への出席
- (3) 各種業務に伴う打合せ簿や届出等、業務の手続きに必要な書類の提出
- (4) 会議資料の作成

5 統括責任者は監理技術者を兼ねることができる。

6 統括管理業務に要する費用は各種契約に含まれるものとし、当該業務に特化した費用の清算等を行わない。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、受注者による本事業に関する履行が完了する最も遅い日を終期とし、本町及び受注者を法的に拘束するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、各種契約のいずれもが締結に至らなかった場合には、当該事業契約の締結が不調に終わったことが確定した日をもって本協定は終了するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、委託契約締結後、請負契約が締結に至らなかった場合においても、本協定のうち、委託契約に関する部分は受注者による委託契約に基づく履行が完了するまで有効に存続する（ただし、委託契約が、当該契約の定めに従って終了した場合を除く。）ものとする。

(契約の手続き)

第9条 設計業務委託契約について、本公募手続において受注者より本町に提出した提案価格及び内訳の「設計費」に記載の金額で契約を締結する。ただし、当該契約金額は本町が定める発注予定価格を上回ってはならない。

2 試掘工事請負契約、布設替工事請負契約については、受注者が実施する設計業務によって取りまとめられた数量計算書や設計図面、積算根拠等に基づき、本町が別途契約する工事監理業務の受注者により算出された試掘工事費、布設替工事費の公共設計金額に、本公募手続において受注者より本町に提出した請負率見積書に記載の請負率を乗じた金額で各々の契約を締結する。

3 本町及び受注者は、設計書等の内容について価格等の交渉を行い、設計条件等を見直す必要がある場合には、それぞれ見直しを行うことができる。

4 第3項に基づく価格等の交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉が不成立であると確定したものとする。

(価格等交渉の不成立)

第10条 本町、受注者いずれの責にも帰すべからざる事由により、価格等の交渉により合意に至らなかった場合、本町は非特定となった旨とその理由を書面により受注者に通知する。

2 価格等の交渉の結果不成立となった場合、設計業務委託契約に基づく委託費を除き、本協定の履行に関し既に支出した費用については各自の負担とし、第10条の規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(契約の不締結)

第11条 本町は、前条の場合のほか、次の各号に掲げる場合、契約を締結しないことができる。

(1) 予算等の措置が講じられていないとき。

(2) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4に該当するとき。なお、共同企業体を結成している場合、個々の構成企業が該当する場合を含む。以下、本条第1項において同じ。後段は単独企業として受注した場合は削除

(3) 受注者が会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしたとき又は申立てをなされたとき。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 受注者が民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てをしたとき又は申立てをなされたとき。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受け

た者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなす。

- (5) 受注者が建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき。
- (6) 設計業務の成果品の内容が、受注者の提出した提案書類およびプレゼンテーションで説明した内容と著しく異なるものであると認められたとき。
- (7) その他受注者と契約を締結することが不適切であると認められるとき。

2 受注者は、次に掲げる場合に限り、契約を締結しないことができる。

- (1) 本町の承諾を得たとき。
- (2) 天災その他避けることができない事変のため契約を締結することができないとき。

（履行期限の延長）

第12条 受注者は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により期限内に履行する見込みがない場合は、本町に対し履行期限の延長を求めることができる。

（本町の解除権）

第13条 本町は、第11条第1項の各号のいずれかに該当する場合には、この協定を解除することができる。

- 2 本町は、受注者又は受注者の構成企業が、第11条前条第1項第2号から第5号の規定のいずれかに該当するため、前項の規定に基づきこの協定を解除したときは、本町に生じた損害について、受注者に対して損害賠償を請求することができる。

（受注者の解除権）

第14条 受注者は、本町がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（権限義務の譲渡等）

第15条 受注者は、本町の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは継承させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

（機密保持等）

第16条 本町及び受注者は、本協定に関連して相手方から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は相手方の承諾なしに第三者に開示してはならない。

（債務不履行等）

第17条 本町又は受注者は、本協定に関連する義務を履行しないことにより相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(支払い限度額)

第18条 各年度の支払限度額は、各種契約書に基づくものとし、請負契約については、初年度に事業費に対して、40%以内を前払金とする。

2 請負契約における部分払いについては、出来形部分に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額とする。なお、年割額（税抜き）は下記のとおりとし、未執行額が生じた場合は継続年度が終了するまで順次繰越する。

令和7年度 ●●●, ●●●, ●●●円

令和8年度 ●●●, ●●●, ●●●円

令和9年度 ●●●, ●●●, ●●●円

(協定内容の変更)

第19条 本協定書に規定する事項は、本町及び受注者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第20条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(書面主義)

第21条 本協定書に定める申出、通知及び契約の締結は、書面により行う。

(その他)

第22条 本協定書に定めない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、本町と受注者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年9月 日

本町 加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町長 佐伯 謙作 印

受注者 印